

# 被扶養者資格確認チャート

YES 

NO 

スタート

そのご家族は、後期高齢者医療制度の加入者では無い方で、あなたの配偶者(内縁関係を含む)、子、孫、兄弟姉妹、直系尊属(扶養者の範囲図でピンク色の方)のいずれかにあたりますか？

YES

NO

そのご家族は、あなたの3親等内の親族、内縁関係の配偶者(配偶者が死亡後も含みます)の父母および子のいずれかですか？

NO

YES

そのご家族と【同一世帯】ですか？

そのご家族と【同一世帯】ですか？

NO

YES

NO

そのご家族と【家計】を共にしていますか？

NO

YES

そのご家族の年収は、あなたの年収の2分の1未満ですか？

NO

YES

そのご家族の通勤費などの所得税の非課税分を含んだ年収は、130万円(60歳以上または障害厚生年金(障害基礎年金も準ずる)を受給しているときは180万円)未満ですか？

NO

YES

そのご家族の方は、あなたの被扶養者になる資格が無いようです

そのご家族の生計は、“主として”あなたからの日常・継続した生活費の援助によって維持されていますか？

NO

YES

あなたは、ご自分の年収等から考えて、そのご家族の生計を今後も継続的に、あなたが“主として”維持していく扶養能力をお持ちですか？(既に複数の被扶養者をお持ちになっている方も含みます)

NO

YES

そのご家族の方は、あなたの被扶養者になる資格が無いようです

## そのご家族の方は、あなたの被扶養者になれる可能性があります

所属する会社の総務(健保担当)部署に具体的内容を相談し、会社を経由して健康保険組合に申請してください。

健康保険組合では、「認定基準」に基づいて、扶養事実の有無、生計の実態、社会通念上の妥当性等を総合的に勘案して、申請内容を審査いたします。

このチャートは、健康保険の扶養家族として認定される可能性があるかどうか、必要最小限の項目で簡易に自己確認するためのものです。認定に際してはこれ以外にも必要書類やいくつかの要件を満たす必要があります。また、既に認定されている被扶養者の方でも、このチャートで資格が無いときは、速やかに所属する会社の総務担当の方に相談して指示を受けてください。

(扶養者の範囲図)

